

総合福祉センター湧水槽等清掃業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、総合福祉センター湧水槽等清掃業務委託（以下「業務」という。）に関し、発注者と受注者との必要な事項を定めるものである。

2 業務場所及び対象建物

本業務における場所及び対象は次のとおりとする。

所在地 春日部市中央二丁目24番地1

施設名 春日部市総合福祉センター あしすと春日部

清掃対象 湧水槽、雨水貯留槽、中水貯留槽

※別紙図面のとおり

3 業務内容

- (1) 清掃回数は1回とし、対象となる各水槽の沈殿物・汚物は除去し、槽内を清掃すること。
- (2) 各水槽から除去した沈殿物等は、廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を受けたものが、中間処理及び最終処分を確実に行うこと。なお、運搬及び処理費においては受託者の負担とする。
- (3) 除去物質搬出の際は、養生を行う等飛散防止に努めるとともに、作業中の事故防止に留意すること。
- (4) 清掃作業完了後、速やかに報告書を提出すること。
報告書には、槽内清掃前中後の写真を添付すること。
また、水槽内の亀裂や配管の破損、下記ポンプの劣化状況等を調査し、補修等の必要性について、報告すること。

①湧水ポンプ	4台	DP-1	形式 YUK-505-0.4T
②雨水貯留槽排水ポンプ	2台	DP-2	形式 BU4-805-1.5
③雨水排水ポンプ	2台	DP-3	形式 YUK-505-0.75
④中水貯留槽排水ポンプ	2台	DP-4	形式 YUK-505-0.4T
- (5) 作業実施日については原則土曜日または日曜日とし、発注者と協議した上で、決定すること。

4 経費の負担等

- (1) 業務実施にあたって、施設内の電気及び水道の使用が必要な場合は、使用を認める。また、その費用は委託者の負担とする。
- (2) 業務に必要な機材等は受託者で準備すること。

5 委託料の支払

委託料は、業務完了後に一括で支払うものとする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

建 物 平 面 図

施設
名称

春日部市総合福祉センター

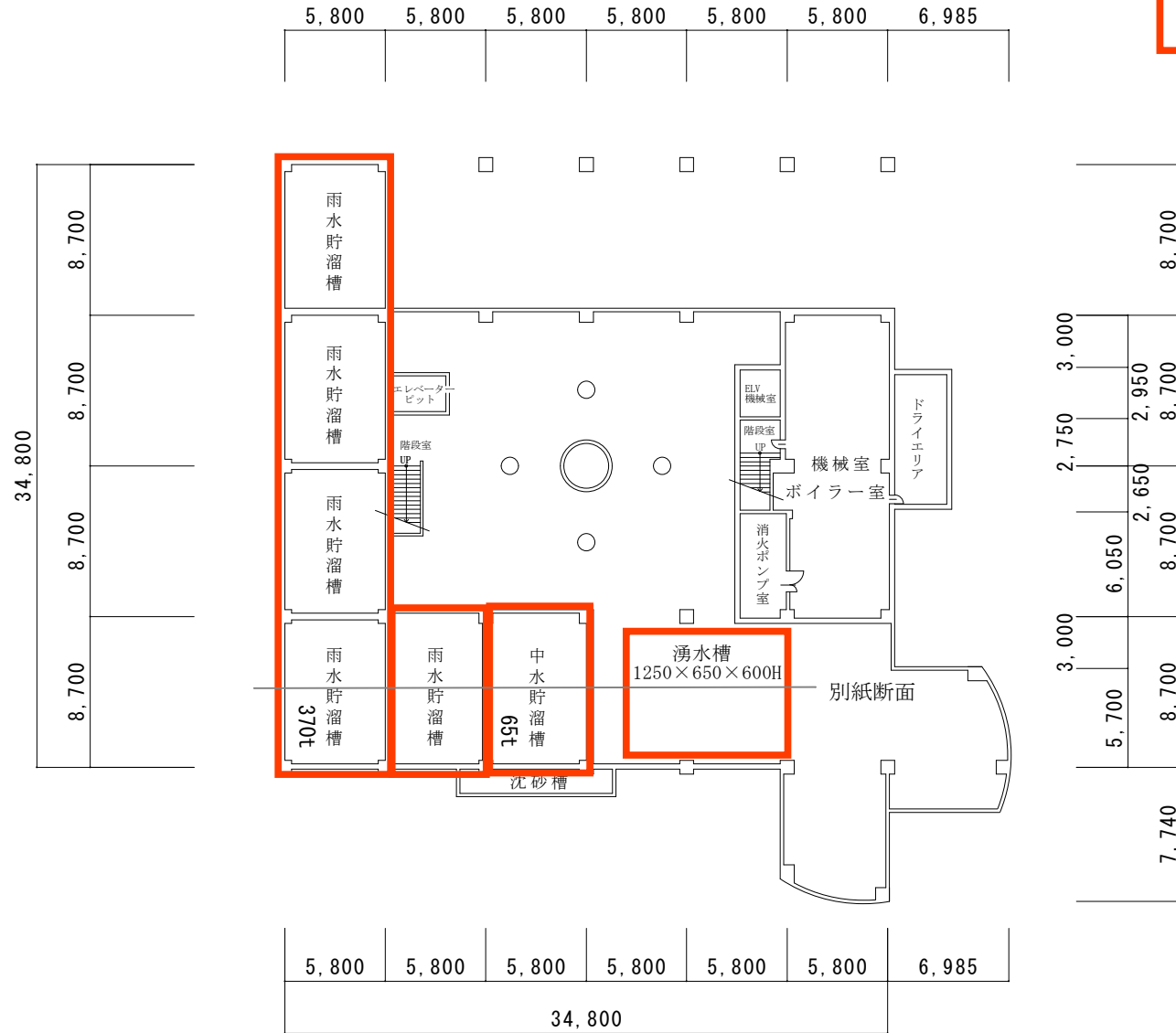
建物
名称

事務所

管 理 番 号
3 4 0 0 0 1

縮 尺
1/400

平成22年11月修正



業務対象箇所

B 1 平面図

断面図

